

ウイルス性肝炎（肝硬変・肝がん）への医療費助成の拡充等を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰するべき事由によるものである。肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されており、国の法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われている。対象となる医療は、B型・C型肝炎の減少を目的とした抗ウイルス治療であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担するだけでなく、病のため就労不能の方も多く、生活困難を来している。

また、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法を議決する際に、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

現在、肝硬変・肝がん患者は、120人以上の方が毎日亡くなっている、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 肝疾患に係る障がい認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障がい者認定制度の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

奈良市議会